

災害時要援護者避難支援対策専門部会設置要綱

(目的)

第1条 情報の収集・判断、避難行動が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という）に対して、行政と住民、地域団体等が一体となって避難の支援を実施し、風水害時等における被害の軽減を図ることを目的として、川崎市危機管理推進会議規程第8条に基づき災害時要援護者避難支援対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、要援護者の避難に係る次に掲げる事項について検討する。

- (1) 要援護者の範囲・募集に関する事。
- (2) 要援護者の登録に関する事。
- (3) 個人情報の管理に関する事。
- (4) 登録システムに関する事。
- (5) 自主防災組織等支援団体の確保・環境整備・調整等に関する事。
- (6) 災害時における情報連絡体制に関する事。
- (7) その他要援護者登録及び避難支援対策に関する事。

(組織)

第3条 部会は、別表1に定める部会委員をもって組織する。

2 部会には部会長を置き、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。

(招集)

第4条 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第5条 部会の庶務は、危機管理本部危機管理部及び健康福祉局総務部において処理する。

(検討会議)

第6条 部会長は、所掌事務の検討を推進するため、「要援護者登録制度検討会議」及び「要援護者避難行動検討会議」（以下「検討会議」）を設置する。

- 2 検討会議は、部会から指示された事項について検討を行う。
- 3 検討会議には、委員を置き、別表1に定める部会委員が指名する。
- 4 検討会議は、委員から座長を互選し、座長が議事を進行する。
- 5 検討会議で検討した事項は、部会に報告する。
- 6 座長が必要と認めるときは、検討事項に係る局、区の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項については、その都度協議し定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27川総危第1443号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川総危第1407号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日7川危対第638号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

災害時要援護者避難支援対策専門部会名簿

| | 所 属 名 | 役職名 | 備考 |
|------|-------------------------|-------|------------------------|
| 部会長 | 危機管理本部危機管理部 | 管理部長 | 全体統括、市本部、自主防災組織関係 |
| 部会委員 | 健康福祉局総務部 | 部 長 | システム、登録制度関係、福祉関係者・関係団体 |
| 部会委員 | 市民文化局コミュニティ推進部 | 部 長 | 町内会・自治会関係 |
| 部会委員 | 川崎区役所 | 副 区 長 | 区本部、要援護者登録事務、地域団体関係 |
| 部会委員 | 幸区役所 | 副 区 長 | |
| 部会委員 | 中原区役所 | 副 区 長 | |
| 部会委員 | 高津区役所 | 副 区 長 | |
| 部会委員 | 宮前区役所 | 副 区 長 | |
| 部会委員 | 多摩区役所 | 副 区 長 | |
| 部会委員 | 麻生区役所 | 副 区 長 | |
| 部会委員 | 消防局警防部 | 部 長 | |
| 事務局 | 危機管理本部危機管理部 健康福祉局総務部 | | |

部会長・部会委員計 11 名(事務局を除く。)